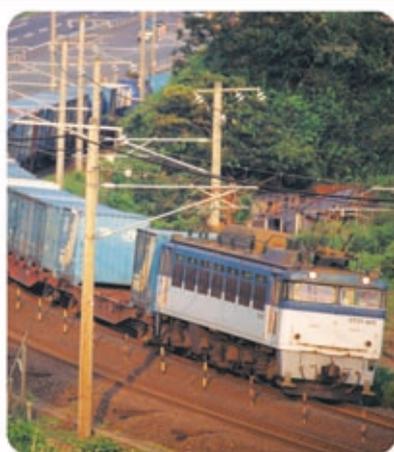


改正省エネ法の概要 (輸送に係る措置)



CONTENTS 目次

1. 改正省エネ法（輸送に係る措置）の概要	1
2. 輸送事業者の判断基準、特定輸送事業者の範囲	2
3. 特定輸送事業者の中長期計画、定期報告書	3
4. 荷主の判断基準、特定荷主の範囲、計画、定期報告書	4
5. 荷主のエネルギー使用量の算定方法とデータ取得について	5
6. 按分について	9
7. スケジュール、参考情報	10
8. お問い合わせ先	11

1. 改正省エネ法（輸送に係る措置）の概要

エネルギーの使用の合理化に関する法律改正（運輸分野）の概要



- 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者（いわゆる輸送事業者だけでなく、自家物流を行っている者も含む）に省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等の義務づけ
- 貨物輸送に係る年間の発注量が一定規模以上である荷主にもモーダルシフト、自営転換の促進等の観点から省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等の義務づけ
- 企業に自家用自動車対策として公共交通機関の利用促進等の努力義務

輸送事業者の判断基準

- 省エネ目標
- 省エネ措置
 - ・低燃費車等の導入
 - ・エコドライブの推進
 - ・貨物積載効率の向上
 - ・空輸送の縮減

貨物、旅客別、
輸送機関別に
作成

等

一定規模以上の輸送能力を
有する輸送事業者

国土交通大臣

省エネ計画の作成・提出

エネルギー使用量（原単位）
省エネ措置の取組状況
等の定期報告

荷主の判断基準

- 省エネ目標
- 省エネ措置
 - ・モーダルシフト、自営転換
 - ・共同発注等への取組

等

一定規模以上の貨物輸送を
発注する荷主

主務大臣 （経済産業大臣及び事業所管大臣）

省エネ計画の作成・提出

エネルギー使用量（原単位）
省エネ措置の取組状況
等の定期報告

※省エネの取組が著しく遅れている場合、勧告、命令、罰則

企業に公共交通機関の利用推進等の努力義務

2. 輸送事業者の判断基準、特定輸送事業者の範囲

特定輸送事業者の範囲について

次表に掲げる基準以上の輸送能力を有する者(輸送機関毎)は特定輸送事業者として指定されます。該当する輸送事業者は、省エネ計画の策定やエネルギー使用量等の定期報告等が義務付けられることとなります。

なお、本法で規定される輸送事業者には、貨物自動車運送事業法といった個別の事業法に基づく許認可を受けた貨物輸送事業者だけでなく、自家用貨物自動車を使用して自家物流を行っている者も含まれます。

輸送機関	基準	貨物	旅客
	車両数	300両	300両
	台数	200台	バス 200台
			タクシー 350台
	総船腹量	2万総トン	2万総トン
	総最大離陸重量	9000トン	

エネルギーの使用の合理化に関する輸送事業者の判断基準の概要

●次の事項が規定されています

- (1) 輸送事業者ごとにエネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均1%以上低減させることを目標とすること。
- (2) 輸送事業者が省エネへの取組みを示す方針を策定することや省エネ対策責任者を設置し省エネへの取組みの推進体制を整備すること。
- (3) 輸送事業者が次の事項等の実施に努めること。

	取組むべき事項
共通	・荷主、他の輸送事業者との連携強化
鉄道	・省エネルギー型車両の導入 ・大型コンテナが搭載可能な貨車の導入 ・列車本数の設定等を通じ、輸送需要に的確に対応した輸送能力の確保 ・車両の適切な点検および整備
自動車	・低燃費車両の導入 ・運転者教育、デジタル式運行記録計の活用等によるエコドライブの推進 ・輸送量に応じたトラックの大型化及びトレーラー化の推進 ・共同輸配送の実施、帰り荷の確保等による積載率の向上
船舶	・低燃費船舶の導入 ・経済速力運行等の省エネ運行の実施 ・輸送量に応じた船舶の大型化 ・共同輸配送の実施等による積載率の向上
航空機	・エネルギーの使用効率に優れた航空機の導入 ・地上運用におけるエネルギー使用の合理化 ・輸送量に応じた最適な機材の選択 ・回送運行(フェリーフライト)時の距離を縮減するような機材繰り

エネルギー消費原単位

省エネルギーの指標となるエネルギー消費原単位は輸送事業者毎に以下のように定められています。

貨物輸送事業者：	エネルギー消費量 ÷ 輸送トンキロ
旅客輸送事業者：	エネルギー消費量 ÷ 輸送キロ(車両・船舶走行キロ)
航空輸送事業者：	エネルギー消費量 ÷ 利用可能トンキロ

3. 特定輸送事業者の中長期計画、定期報告書

特定輸送事業者に指定されると以下の提出を行う義務が発生します。

1 中長期計画書を提出します

特定輸送事業者に指定された年度の翌年度以降、3～5年程度の期間をもって取組む中長期的な省エネ対策について、その計画を毎年度提出します。また、それぞれの対策について、期待される省エネ効果も記載してください。

【表紙】

様式第3 (第5条関係)

中長期計画書

平成19年 月 日

住所 ○○県○○市○○町○○番地

株式会社省エネ運送

氏名 代表取締役 省エネ太郎 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第55条の規定に基づき、次のとおり提出します。

特定輸送事業者指定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
事業者名	株式会社省エネ運送									
貨物輸送区分	1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送									
主たる事務所の所在地	電話 () () () () () FAX () () () () () e-mail () () () () () () () () () () ()									

企業の代表者以外の者が省エネに係る諸手続の委任を受ける場合は委任状を添付。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。

該当する区分を○で囲む。

FAX、e-mailについては、利用可能な場合記載して下さい。

1 計画期間
平成19年度 ～ 23年度

当該年度から3～5年程度
主要なものを記載して下さい。

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

対策	計画内容	エネルギー使用合理化期待効果
省エネルギー型車 20年度 高効率内燃機関搭載車両 10両	V V V Fインバーター制御車両 30両 両への代替促進	0kL/年
低燃費車の導入 19年度 ハイブリッド車 5台 21年度 トップランチャー燃費削減車 10台		原単位0%向上
低燃費船舶の導入 21年度 スーパーエコシップ 1隻		0kL/年
エコドライブの実施 年4回運転者向けのエコドライブ研修会を実施		0kL/年
貨物積載区域の増大 22年度 荷役推進システムの導入 1隻		0kL/年

III 前年度計画との比較

対策	削除された計画	理由
大型車両の導入 トレーラー 10台		実施済み
対策	追加された計画	理由

初年度の記載は不要であり、2年度目以降から記載して下さい。

kL/年だけでなく、原単位等他に適切な単位、指標がある場合にはこれを用いることも出来ます。またあくまで見込み値で構いません。

中長期計画書 記載例

2 定期報告書を提出します

特定輸送事業者に指定された年度の翌年度以降、エネルギー使用量、エネルギー使用の状況（エネルギー使用効率等）、省エネ対策の実施状況等に関して、毎年度報告します。

【表紙】

様式第4 (第6条関係)

定期報告書

平成19年 月 日

地方運輸局長 殿

株式会社省エネ運送

氏名 代表取締役 省エネ太郎 印

エネルギーの使用の合理化に関する法律第56条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定輸送事業者指定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
事業者名	株式会社省エネ運送									
貨物輸送区分	1. 鉄道による貨物の輸送 2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送 3. 家用貨物自動車による貨物の輸送 4. 船舶による貨物の輸送									
主たる事務所の所在地	電話 () () () () () FAX () () () () () e-mail () () () () () () () () () () ()									

企業の代表者以外の者が省エネに係る諸手続の委任を受ける場合は委任状を添付。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。

主要事業の日本標準産業分類の細分類の番号を記入して下さい。

該当する区分を○で囲む。

FAX、e-mailについては、利用可能な場合記載して下さい。

第1表 エネルギーの使用量

エネルギーの種類	単位	使用量	
		年度	燃費GJ
揮発油	kL	○○kL	△△GJ
ジェット燃料油	kL		
軽油	kL		
A重油	kL		
B・C重油	kL		
液化石油ガス(LPG)	t		
液化天然ガス(LNG)	t		
石炭	t		
高炉ガス (COGを含む)	F m ³		
電気事業者	契約買電	kWh	
	夜間買電	kWh	
その他	上記以外の買電	kWh	
	自家発電	kWh	
その他のエネルギー		() ()	
合計GJ			
原油換算kL			
前年変化率(%)			

例：揮発油にあつては、 $\Delta\Delta GJ = 34.6 GJ / kL \times \text{○○} kL$

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の規定どおり、発熱量1000万KJ(10GJ)を原油0.258KLとして換算します。

①燃料消費量を燃料別に記載して下さい。なお、メタノール、エタノールといった化石燃料でないものは、エネルギー使用量の報告対象に含まれません。
②なお、定期報告書における発熱量の計算に当たり必要となる係数はエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)別表第一に記載されている最新の係数を使用してください。

定期報告書 記載例

4. 荷主の判断基準、特定荷主の範囲、計画、定期報告書

改正省エネ法では輸送事業者と同様、一定規模以上の荷主企業に対しても省エネの取組みについて義務付けを行います。

判断基準の概要

以下のような取組を通じ、中長期的にみて、エネルギー消費原単位を年率1%低減させることを目標とします。

省エネ責任者を設置する

社内研修を実施する

モーダルシフトを推進する

自家用貨物車から営業用貨物車への転換を図る

他事業者との共同輸配送を実施する

等

特定荷主の範囲

自らの事業活動に伴って貨物輸送を委託している量（自家物流を含む）が**3,000万トンキロ以上**の事業者は省エネ計画の策定やエネルギー使用量等の報告が義務付けられます。

計画の策定

判断基準の中から事業者毎に実施可能な取組を選定し、計画を策定します。年に一回、主務大臣（経済産業大臣及び事業所管大臣）に計画書を提出します。

定期報告

委託輸送にかかるエネルギー消費量、エネルギー消費原単位、省エネ措置の実施状況等について、主務大臣（経済産業大臣及び事業所管大臣）に報告します。

5. 荷主のエネルギー使用量の算定方法とデータ取得について

特定荷主に指定されると、次のような方法で、エネルギー使用量の算定を行う必要があります。

なお、特定荷主から輸送事業者にデータ提供を求める場合には、輸送事業者にもデータが把握できない場合があることに留意するとともに、輸送事業者の作業負荷等に十分配慮するようにして下さい。

① 燃料法

燃料使用量からエネルギー消費量を算定。

$$\text{エネルギー消費量 (MJ)} = \text{燃料使用量 (リットル)} \times \text{単位発熱量 (MJ/リットル)}$$

車両の燃料使用量が把握できる場合に用います。最も精度が高いですが、混載の場合には荷主別按分が必要となるため詳細なデータ把握が必要となります。

CNG、LPG等を記載

算定対象範囲、例外的事項（拡大推計を含む）、前年度からの算定方法の変更事項等を記載

定期報告書様式の付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分	エネルギー使用量		
		数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl	
		軽油	kl	
	その他 ()	()		
		()		
	委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl
			軽油	kl
船舶 ()		A 重油	kl	
		B・C 重油	kl	
鉄道 ()		軽油	kl	
		電力	千 kWh	
航空機 ()	ジェット燃料油	kl		
	揮発油	kl		
合計				

補足 燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

必要なデータとその把握方法

必要なデータ	データの把握方法
燃料使用量	以下の把握方法が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車載機等で燃料使用量を把握します。 ・ 燃料の購入伝票を収集し、燃料使用量とみなします。 ・ 自社スタンドで管理している給油データを利用します。

データ入手可能性

	燃料使用量
輸送事業者	○
荷主	×

注1：自家物流の場合には自社が輸送事業者にもなります。 注2：輸送事業者も把握できない場合があります。
 注3：輸送事業者にデータ提供を求める場合には、データの内容や頻度等について、輸送事業者の作業負荷等に十分配慮することが必要です。

単位発熱量+CO₂排出係数

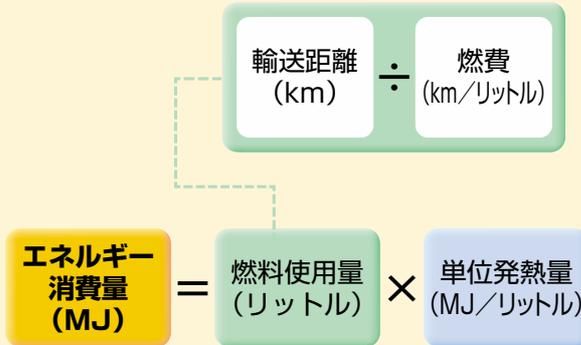
No.	燃料・電気の種類	単位	①単位発熱量	②排出係数 (tC/GJ)	参考) ③CO ₂ 排出係数 (①×②×44/12)
1	ガソリン	kl	34.6 GJ/kl	0.0183	2.32 tCO ₂ /kl
2	軽油	kl	38.2 GJ/kl	0.0187	2.62 tCO ₂ /kl
3	A 重油	kl	39.1 GJ/kl	0.0189	2.71 tCO ₂ /kl
4	B・C 重油	kl	41.7 GJ/kl	0.0195	2.98 tCO ₂ /kl
5	液化石油ガス (LPG)	t	50.2 GJ/t	0.0163	3.00 tCO ₂ /t
6	ジェット燃料油	kl	36.7 GJ/kl	0.0183	2.46 tCO ₂ /kl
7	都市ガス	千Nm ³	41.1 GJ/千Nm ³	0.0138	2.08 tCO ₂ /千Nm ³
8	電気	千kWh			0.555 tCO ₂ /千kWh

出典) 省エネ法告示及び地球温暖化対策推進法施行令・省令より作成



②燃費法

輸送距離と燃費からエネルギー消費量を算定。



車両の燃費と輸送距離が把握できる場合に用います。実測で燃費が把握できれば精度が高いですが、混載の場合には荷主別按分が必要となるため詳細なデータ把握が必要となります。

燃費の適用方法（4t車の燃費は〇〇、10t車は〇〇と設定等。ただし、積載率等の指標に応じて設定している場合その指標値も含む）、例外的事項（拡大推計を含む）、前年度からの算定方法の変更事項等を記載

定期報告書様式の付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

選別	区分	輸送距離 (km)	エネルギー使用量		参考) 平均燃費
			数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl	km/l
		軽油		kl	km/l
		()			
	その他 ()	()			
		()			
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl	km/l
		軽油		kl	km/l
		()			
	船舶 ()	A 重油		kl	km/kl
		B・C 重油		kl	km/kl
	鉄道 ()	軽油		kl	km/l
		電力		千 kWh	km/千 kWh
	航空機 ()	ジェット燃料油		kl	km/kl
		揮発油		kl	km/kl
	合計				

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

必要なデータとその把握方法

必要なデータ

データの把握方法

燃費	車両ごともしくは同じ車種単位ごとに計測した実測の燃費データ（不明な場合は下表）を用います。
輸送距離	以下の把握方法が考えられます。 ・実輸送距離 ・輸送計画距離（発着地点間道のり） ・輸送みなし距離（都道府県庁所在地間道のり）

データ入手可能性

	燃費	輸送距離
輸送事業者	○（実測）	○（実測）
荷主	○（燃費表より）	○（推定）

注1：自家物流の場合には自社が輸送事業者にもなります。
 注2：輸送事業者も把握できない場合があります。
 注3：輸送事業者にデータ提供を求める場合には、データの内容や頻度等について、輸送事業者の作業負荷等に十分配慮することが必要です。

自動車の燃費表（実測燃費が不明な場合）

燃料	輸送の区分		燃費 (km/ℓ)	
	最大積載量 (kg)	営業用	自家用	
ガソリン	軽貨物車	9.33	10.3	
	～1,999	6.57	7.15	
	2,000kg以上	4.96	5.25	
軽油	～999	9.32	11.9	
	1,000～1,999	6.19	7.34	
	2,000～3,999	4.58	4.94	
	4,000～5,999	3.79	3.96	
	6,000～7,999	3.38	3.53	
	8,000～9,999	3.09	3.23	
	10,000～11,999	2.89	3.02	
12,000～16,999	2.62	2.74		

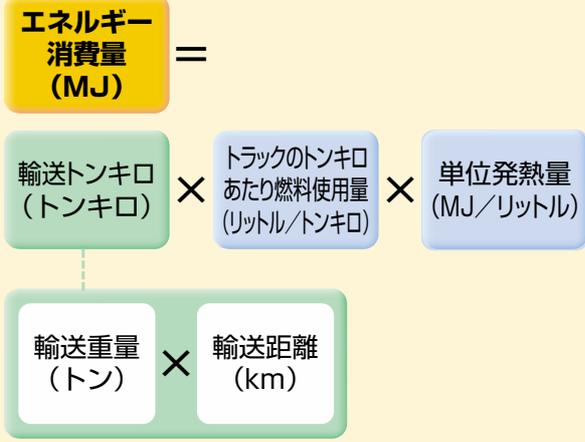
出典) 省エネ法告示



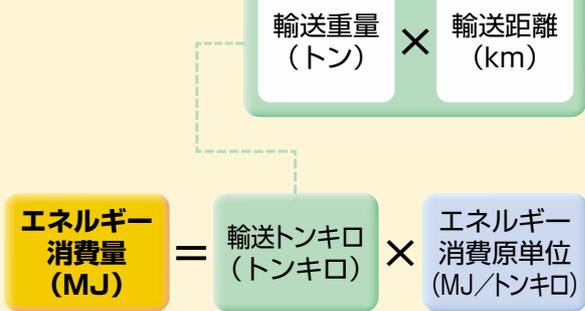
③ トンキロ法

輸送トンキロ等からエネルギー消費量を算定。

●トラック



●鉄道・船舶・航空機



定期報告書様式の付表3
トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

区別	区分	燃料	最大積載量(kg)	輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量		参考) 平均 積載率	参考) エネルギー消費 原単位 (kJ/トンキロ)		
					数値	熱量 GJ				
自家輸送	貨物自動車	揮発油	軽貨物自動車			kl		%		
			~1,999			kl		%		
			2,000以上			kl		%		
			~999			kl		%		
			1,000~1,999			kl		%		
			2,000~3,999			kl		%		
			4,000~5,999			kl		%		
			6,000~7,999			kl		%		
			8,000~9,999			kl		%		
			10,000~11,999			kl		%		
			12,000以上			kl		%		
			その他	()						
			()							
委託輸送	貨物自動車	揮発油	軽貨物自動車			kl		%		
			~1,999			kl		%		
			2,000以上			kl		%		
			~999			kl		%		
			1,000~1,999			kl		%		
			2,000~3,999			kl		%		
			4,000~5,999			kl		%		
			6,000~7,999			kl		%		
			8,000~9,999			kl		%		
			10,000~11,999			kl		%		
			12,000以上			kl		%		
			船舶	()						
			鉄道	()						
航空機	()									
合計										

トラックについては、最大積載量別積載率別の燃料使用量に最大積載量別積載率別に集計された輸送トンキロをかけて算定します。この手法は積載率による原単位の違いを反映できます。トラック以外の輸送モード(鉄道・船舶・航空機)については、輸送機関別エネルギー消費原単位を用いて算定します。

必要なデータとその把握方法

必要なデータ	データの把握方法
輸送重量 (トン)	以下に示すように、貨物単位もしくは車両単位で把握します。 貨物単位……………・実重量 (実測) ・容積換算重量 (一律換算もしくは荷物種類別換算) 車両単位……………・最大積載量 ・最大積載量×平均積載率
輸 送 距 離	以下の把握方法が考えられます。 ・実輸送距離 ・輸送計画距離 (発着地点間道のり) ・輸送みなし距離 (都道府県庁所在地間道のり)
積 載 率	使用車両の使用燃料種類、最大積載量別に積載率 (不明な場合はP8の表中の値を使用) を把握する必要があります。

データ入手可能性

	輸 送 重 量	輸 送 距 離	積 載 率
輸送事業者	○ (実測/換算)	○ (実測)	○ (実測)
荷 主	○ (実測/換算)	○ (推定)	○ (原単位表より)

- 注1：自家物流の場合には自社が輸送事業者にもなります。
- 注2：トラックの場合、車種ごとのデータが必要になります。
- 注3：輸送事業者も把握できない場合があります。
- 注4：輸送事業者にデータ提供を求める場合には、データの内容や頻度等について、輸送事業者の作業負荷等に十分配慮する必要があります。

トラックのトンキロあたり燃料使用量

燃 料	最大積載量 (kg)	輸送トンキロあたり燃料使用量 (ℓ/t・km)							積載率が不明な場合			
		積載率 (%)							平均積載率		原単位	
	中央値	10%	20%	40%	60%	80%	100%	自家用	営業用	自家用	営業用	
ガソリン	軽貨物車	350	2.74	1.44	0.758	0.521	0.399	0.324	10%	41%	2.74	0.741
	~1,999	1,000	1.39	0.730	0.384	0.264	0.202	0.164	10%	32%	1.39	0.472
	2,000以上	2,000	0.886	0.466	0.245	0.168	0.129	0.105	24%	52%	0.394	0.192
軽 油	~999	500	1.67	0.954	0.543	0.391	0.309	0.258	10%	36%	1.67	0.592
	1,000~1,999	1,500	0.816	0.465	0.265	0.191	0.151	0.126	17%	42%	0.530	0.255
	2,000~3,999	3,000	0.519	0.295	0.168	0.121	0.0958	0.0800	39%	58%	0.172	0.124
	4,000~5,999	5,000	0.371	0.212	0.120	0.0867	0.0686	0.0573	49%	62%	0.102	0.0844
	6,000~7,999	7,000	0.298	0.170	0.0967	0.0696	0.0551	0.0459			0.0820	0.0677
	8,000~9,999	9,000	0.253	0.144	0.0820	0.0590	0.0467	0.0390			0.0696	0.0575
	10,000~11,999	11,000	0.222	0.126	0.0719	0.0518	0.0410	0.0342			0.0610	0.0504
	12,000~16,999	14,500	0.185	0.105	0.0601	0.0432	0.0342	0.0285			0.0509	0.0421

注1：より正確にエネルギー使用量を求めるには、下記の関数式に値を代入して原単位を求めます。(有効数字2桁)

【ガソリン車】 $\ln y = 2.67 - 0.927 \ln(x/100) - 0.648 \ln z$

【ディーゼル車】 $\ln y = 2.71 - 0.812 \ln(x/100) - 0.654 \ln z$

ただし、y:輸送トンキロあたり燃料使用量 (ℓ)、x:積載率 (%)、z:最大積載量 (kg)。lnは自然対数。

注2：積載率10%未満の場合は、積載率10%の時の値を用います。

出典) 省エネ法告示より作成

輸送機関別エネルギー消費原単位 (トラック以外)

輸送の区分	貨物輸送量あたりの燃料の発熱量 (MJ/トンキロ)
鉄 道	0.491
船 舶	0.555
航 空 機	22.2

荷主と輸送事業者の協力でよりよい省エネ対策を!

改正省エネ法では荷主のエネルギー使用量算定のため、燃料法、燃費法、トンキロ法といった算定方法が整備されています。荷主は輸送事業者からの情報提供を受けなくても、トンキロ法を用い、国が示した所定の係数、計算式を活用すれば法律上義務付けられた定期報告を行うことができます。しかし、輸送事業者から輸送距離、燃費、燃料使用量等のデータ提供を受けることができれば、より正確にエネルギー消費量を推計できます。これら輸送事業者からのデータの提供は法律上義務付けられたものではありませんが、両者が協力することにより様々な省エネのための取組みの効果を正確に把握することができます。

荷主と輸送事業者の協力により、より効果的な省エネ対策が実施されることが望ましいと言えるでしょう。



16. 按分について

燃料法、燃費法については、複数の荷主が同一の車両に荷物を混載して輸送している場合には、関与した荷主間で燃料使用量を按分する必要が生じます。このような按分は通常荷主単独では行えないため、荷主から提供される輸送トンキロに係るデータに基づき、輸送事業者が行うこととなります。また、荷主は輸送事業者から按分された結果としての燃料使用量（又はエネルギー消費量）を入手することとなります。又は、輸送事業者が全体の燃料使用量、輸送トンキロのデータを荷主に提供することで、荷主自らが按分を行うことも可能です。

燃料使用量(エネルギー消費量)の荷主別按分方法

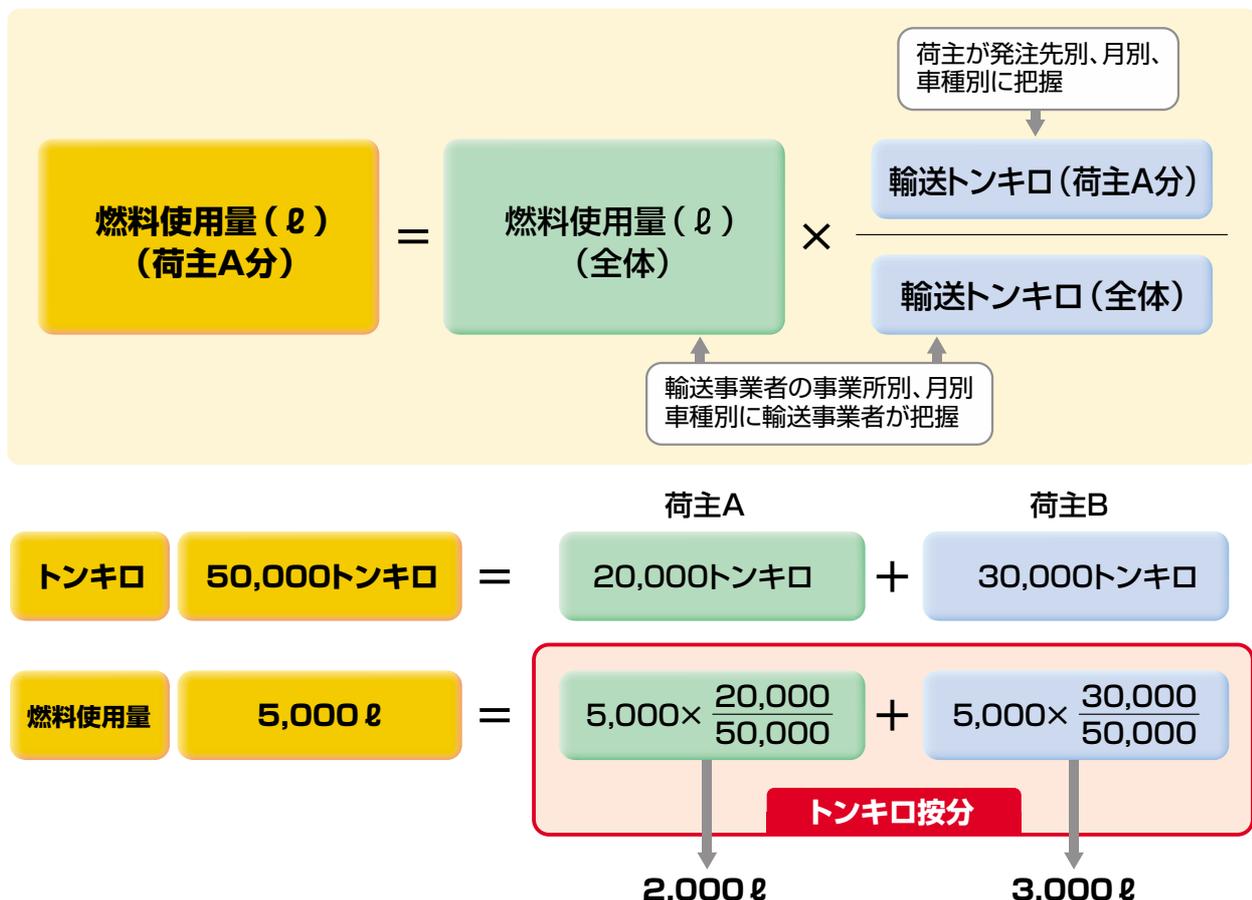
按分の指標

①標準手法（目標）	輸送区間別輸送重量（トン）
②標準手法（当面）	輸送トンキロ
③代替手法A	輸送重量（トン）
④代替手法B	輸送料金

注1：区間別に按分する場合、トン按分とトンキロ按分は等しくなります。
注2：積載量が容積で決まる場合には、トンの代わりに容積を用いることが考えられます。

輸送トンキロによる按分方法（上記②の場合）

ここで、当面の標準按分手法である輸送トンキロによる按分方法を示します。荷主別の重量、輸送トンキロは荷主が把握し、輸送事業者に提示するのが現実的です。一方、輸送事業者は荷主別で区分しない全体の重量、輸送トンキロを把握する必要があります。これらにより、輸送事業者が荷主別按分を行います。



7 スケジュール、参考情報

今後のスケジュール

〈輸送事業者〉

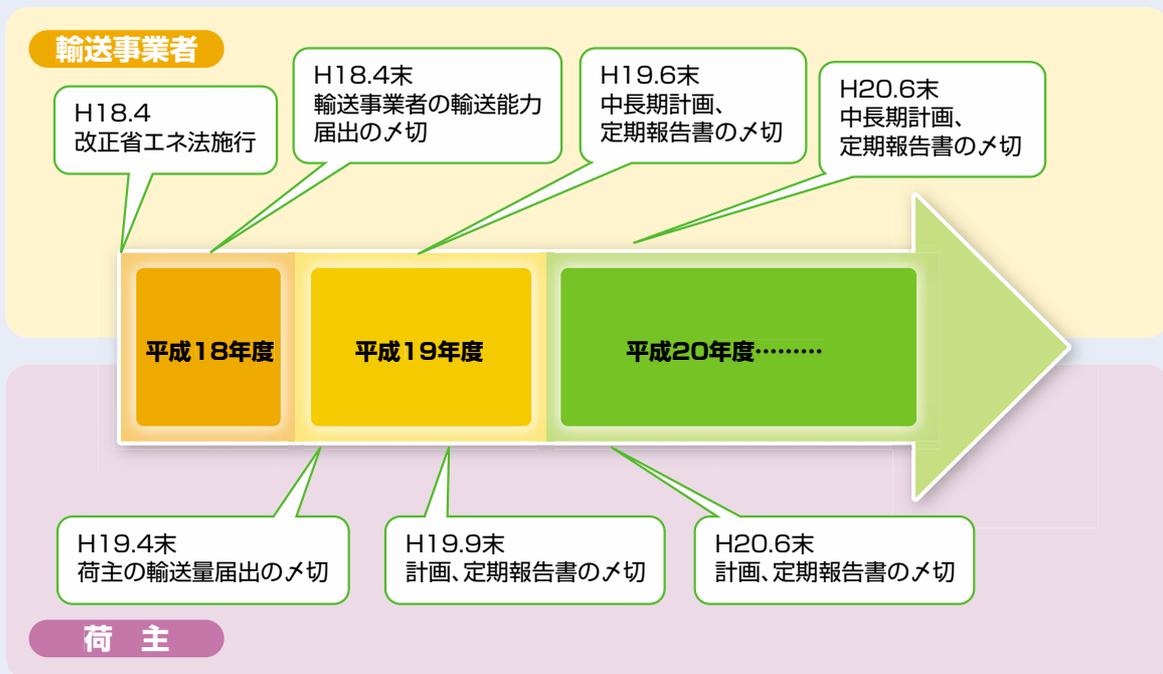
特定輸送事業者の指定を受けた場合には、平成19年6月末までに平成18年度実績の「定期報告書」及び平成19年度の「中長期計画」を提出してください。

〈荷主〉

輸送量3,000万トンキロ以上の場合には、平成19年4月末までに輸送量の届出を行って下さい。特定荷主の指定を受けた場合には、平成19年9月末までに「計画」、「定期報告書」を提出して下さい。

なお、平成20年度からは毎年6月末までに提出していただくこととなります。

改正省エネ法（輸送分野）施行のスケジュール



参考情報

- 共同ガイドライン紹介ページ <http://www.enecho.meti.go.jp/policy/kyodo.htm> (資源エネルギー庁ウェブサイト内のページ)
- グリーン物流パートナーシップ会議 <http://www.greenpartnership.jp/>
- 環境調和型ロジスティクス調査 (LEMS) <http://www.meti.go.jp/policy/distribution/lems.htm> (物流におけるCO₂算定手法の研究を実施)
- 輸送事業者の皆様へ ~改正省エネ法について~ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kankyo_site/1.ondan/1.syouene/060118syouene.htm
- 貨物輸送事業者の判断の基準 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kankyo_site/50.sonota/pdf/060331kamotukijyunn.pdf
- 旅客輸送事業者の判断の基準 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kankyo_site/50.sonota/pdf/060331ryokyakukijyunn.pdf
- H17年度省エネ法改正の概要 <http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/save02.htm>
- 荷主対応マニュアル (第2版) http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/data/manual_2.pdf

18 お問い合わせ先



● 経済産業省

連絡先		住所等
経済産業省 省エネルギー対策課	資源エネルギー庁	〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1 ☎ 03-3501-9726
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎 ☎ 011-709-1753 ㊟ 011-726-7474
東北経済産業局 資源エネルギー環境部	エネルギー課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 ☎ 022-263-1207 ㊟ 022-213-0757
関東経済産業局 資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 ☎ 048-600-0364 ㊟ 048-601-1297
中部経済産業局 資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号 ☎ 052-951-2775 ㊟ 052-951-9801
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 合同庁舎1号館 ☎ 06-6966-6043 ㊟ 06-6966-6089
中国経済産業局 資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 ☎ 082-224-5713 ㊟ 082-224-5649
四国経済産業局 資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	〒760-8512 香川県高松市番町1丁目10番6号 ☎ 087-831-3141 ㊟ 087-862-7048
九州経済産業局 資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎 ☎ 092-482-5474 ㊟ 092-482-5962
沖縄総合事務局 経済産業部	石油・エネルギー対策統括官室	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7 ☎ 098-866-0068 ㊟ 098-860-3710

● 国土交通省

連絡先		住所等
国土交通省 総合政策局	環境・海洋課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 ☎ 03-5253-8264
北海道運輸局 交通環境部	環境課	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 ☎ 011-290-2724 ㊟ 011-290-2716
東北運輸局 交通環境部	環境課	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 ☎ 022-791-7509 ㊟ 022-791-7539
関東運輸局 交通環境部	環境課	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎18階 ☎ 045-211-7267 ㊟ 045-211-7270
北陸信越運輸局 交通環境部	環境課	〒950-8537 新潟県新潟市万代2丁目2番1号 ☎ 025-244-6116 ㊟ 025-244-6132
中部運輸局 交通環境部	環境課	〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋市合同庁舎第1号館 ☎ 052-952-8045 ㊟ 052-952-8087
近畿運輸局 交通環境部	環境課	〒540-8558 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 ☎ 06-6949-6466 ㊟ 06-6949-6169
神戸運輸監理部 総務企画部	企画課	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎 ☎ 078-321-3144 ㊟ 078-321-3474
中国運輸局 交通環境部	環境課	〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館 ☎ 082-228-3495 ㊟ 082-228-3629
四国運輸局 交通環境部	環境・物流課	〒760-0064 香川県高松市朝日新町1番30号 ☎ 087-825-1173 ㊟ 087-822-3412
九州運輸局 交通環境部	環境課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎新館 ☎ 092-472-2330 ㊟ 092-472-2316
沖縄総合事務局 運輸部	企画室	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7 ☎ 098-866-0064 ㊟ 098-860-2369